

証券コード 4287

2023年4月12日

(電子提供措置の開始日2023年4月5日)

株主各位

東京都大田区西蒲田七丁目35番1号
宝栄ビル
株式会社 ジャストプランニング
代表取締役社長 酒井 敬

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第29期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.justweb.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使にご協力のほどお願い申し上げます。

議決権の事前行使につきましては、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年4月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月27日（木曜日）午後2時
(開場時間 午後1時半)
 2. 場 所 東京都大田区蒲田5丁目37番3号
太田区民ホール・アプリコ
※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
-

新型コロナウイルス感染症対策に向けた対応について

株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。ご出席の株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.justweb.co.jp/>)において、速やかにお知らせいたします。

<当日の運営>

1. 株主様へのお願い

- ・ご出席の株主様には株主総会会場にて、必ずマスク着用をお願いいたします。また、ご入場の際はアルコール消毒のご協力をお願いします。
- ・ご入場前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会会場内は飲食禁止とさせていただきます。また当日は飲料の配布をとりやめさせていただきます。

2. 当社の対応について

- ・株主総会の議事は、例年に比べ簡素化し、開催時間の短縮を予定しております。招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・例年株主総会後に開催しております「事業説明会」につきましては、上記を考慮し、取りやめさせていただきます。
- ・本総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用等で対応させていただきます。

以上、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、徐々に経済活動が正常化に向かい、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による国際情勢の不安定化、また、円安の進行や原材料価格の高騰、半導体・電装部品を中心とする部品不足、物価上昇による個人消費への影響が懸念されるなど、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループが主に関連する外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和される一方で、依然として同感染症の影響が残る状況が続いております。

このような状況の下、当社グループでは、ASPによるアウトソーシング事業とインターネットを活用したシステムソリューション事業に取り組み、外食産業のみならず、新業態への売上管理・勤怠管理・発注管理等のASPシステムの展開をしております。昨今のインターネット環境におきましては、タブレット端末やスマートフォン等のデバイスの進化や急速な普及により、外食産業においても様々なビジネスシーンで活用されるケースが認められております。このような背景を踏まえ、ASP事業「まかせてネット」をシリーズ化し、「まかせてネット」の進化版「まかせてネットEX」及び、クラウド型POSオーダリングサービス「まかせてタッチ」の拡販・運営をいたしております。

また、テイクアウト活用など新しい生活様式に向けた生活スタイルの変化への対応に伴い、IoTを活用したスマートフォンによるオンライン決済アプリ「Putmenu」や、2020年8月より譲り受けた事業であるテイクアウト業態向けスマートフォンアプリケーション「iToGo」を切り口に、外食産業のみならず市場変化に柔軟に対応した新規需要の獲得に向け推進してまいりました。

なお、「Putmenu」を運営する連結子会社であるプットメニュー株式会社の当社が保有する全株式を2022年6月30日付で売却した事に伴い、連結対象子会社から除外されております。

当連結会計年度の売上高は、2,007,240千円(対前連結会計年度比4.8%減)となりました。ASP事業売上高が974,176千円、システムのコンサルティング及び開発、その他ソリューションサービスに関連した事業を加えたシステムソリューション事業の売上高が100,369千円、物流ソリューション事業の売上高が732,823千円、太陽光発電所の運営事業である太陽光発電事業の売上高は101,541千円、直営の外食店舗の運営事業であ

るその他事業の売上高は98,329千円となりました。

一方、売上原価は、1,036,850千円（同19.2%減）となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費が増額したこと等により、577,768千円（同6.5%増）となり、この結果、連結営業利益392,621千円（同38.8%増）、連結経常利益402,650千円（同13.7%増）となりました。また、2022年6月30日にプットメニュー株式会社の株式を売却したことに伴い、プットメニュー事業関連のソフトウェア資産に対して79,876千円の減損損失を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、206,079千円（同17.1%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は204,119千円減少し、売上原価は197,531千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,588千円減少しております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

（ASP事業）

当社グループにおけるASP事業は1999年8月より外食業界向けに開発いたしました、サービス名「まかせてネット」を主力サービスに事業を展開しております。「まかせてネット」は外食店舗におけるPOSシステム、勤怠管理システム、発注システム等の情報を、当社ASPセンターで受信し、各企業データシステムへと展開して、売上管理・勤怠管理・発注管理等の本部システムを稼働させ、外食本部からは、インターネット経由で当社ASPセンターにアクセスすることにより本部システムを利用することが出来る仕組みとなっております。また、本部システムの利用に伴い発生するデータの更新等のメンテナンス業務や、店舗システムのリモートサポート業務等の付帯業務をアウトソーシング業務として代行していることが特徴としてあげられます。これによりユーザーはシステムの利用に専念でき、管理コストも抑えることが可能となります。

まかせてネットにおきましては、外食業界に特化したサービスとして、ASP導入時に生じる動作環境の設定、利用方法の説明等といった導入を支援することから発生する導入支援売上と、提供するアプリケーションソフトウェアのメニューをユーザー店舗単位で決定し、毎月メニューに応じた月額利用料金を導入店舗数に応じてユーザーに請求する継続的な収入であるASP利用料売上から構成されています。

また、「まかせてネット」シリーズとして、マルチデバイス、マルチOS、マルチブラウザに対応しシステムのカスタマイズ性を高めた、まかせてネットの進化版「まかせてネットEX」、従来の専用ハンディーターミナルに代わって、スマート

フォン、タブレット端末等を飲食店舗内の注文端末として活用し、お客様から受けた注文を厨房のプリンタへの調理指示、お客様の会計、売上情報の管理等を行い、同時にリアルタイムでの店舗の売上・注文情報の確認を可能とした「まかせてタッチ」の拡販・運営を行っております。

また、飲食事業のテイクアウト業態向けのスマートフォンアプリケーション「iToGo」事業を2020年8月1日に譲受、事業展開を開始しました。飲食事業のテイクアウト業態向けの「iToGo」は、スマートフォンアプリケーションを活用して、並ばず・待たずに受け取れる事前予約する機能や、アプリ独自の割引クーポンを利用できる配信機能、お得な情報を受け取れるプッシュ通知機能を搭載してお客様のテイクアウト事業をシステム支援しております。テイクアウト業態が拡大する中で、当社グループでは、お客様の多様なニーズに合わせて、スマートフォンアプリケーションの機能を拡大し、店舗管理システム「まかせてネット」との連携を強化しております。

当連結会計年度における新型コロナウイルスの影響は、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、当社グループの取引先である飲食店舗が営業時間短縮の措置を求められる中、当社グループはテイクアウト業態のためのシステム化提案等柔軟な対応を推進してまいりました。

このような結果、ASP事業の売上高は、974,176千円となりました。

(システムソリューション事業)

当社グループでは、1994年3月の設立以来、外食業界向けの店舗システム及び本部システム(POSシステム、出出勤システム、食材発注システム)等の業務システム構築全般にソフトウェアの企画・開発・販売を行ってまいりました。システムソリューション事業の業務内容は、外食業界の業務システムにおけるソフトウェア受託開発、POSシステム導入におけるシステム設定作業やシステム運用・業務コンサルティングやそれに伴うハードウェア導入、当社POSシステムユーザーに対する消耗品販売等を行っているPOSシステムソリューションから構成されております。

当連結会計年度において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、受注済案件等のシステム導入計画に対する延期等が発生する中で、2021年10月以降休業要請が解除されて、外食業界の営業が徐々に再開される中でわずかに需要の回復が見られるものの、システム設備投資は依然として不透明な状況にあります。このような結果、システムソリューション事業の売上高は、100,369千円となりました。

(物流ソリューション事業)

当社グループでは、外食チェーン企業等に対する物流ソリューション(3PL: サードパーティロジスティクス=企業の流通機能全般を一括して請け負う)やマーチャндаイズソリューション(コンサルティング、コーディネート)、本部業務代

行（伝票処理、受発注代行、商品管理）等のソリューションサービス事業を展開しております。

当連結会計年度において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の減速に伴う、物流活動の停滞による影響を受けました。また、収益認識会計基準を適用したことにより売上高が186,501千円減少した結果、当連結会計年度における物流ソリューション事業の売上高は、732,823千円となりました。

（太陽光発電事業）

当社グループでは、2015年2月より栃木県那須塩原市、栃木県那須町にて2拠点、2016年2月より宮城県仙台市にて1拠点において、太陽光発電設備による電力会社への売電事業を行っております。

当連結会計年度における太陽光発電事業の売上高は101,541千円となりました。

（その他事業）

当社グループでは、2009年8月より、直営の外食店舗を運営しております。当社社員による運営により、店舗運営ノウハウの社員研修、情報システム開発、新システムのテストマーケティング等に活用しております。

新型コロナウイルスの感染症の感染は依然として拡大するものの緊急事態宣言の発令が解除されて以降、時短営業が縮減されてきました。このような結果、当連結会計年度におけるその他事業の売上高は98,329千円となりました。

当社グループの各事業別の売上高及び売上高構成比は、以下のとおりであります。

（単位：千円、％）

事業別	第28期 (前連結会計年度) (2022年1月期)		第29期 (当連結会計年度) (2023年1月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
A S P 事業	899,199	42.7	974,176	48.5
システムソリューション事業	92,307	4.4	100,369	5.0
物流ソリューション事業	958,792	45.5	732,823	36.5
太陽光発電事業	102,335	4.9	101,541	5.1
その他事業	55,240	2.6	98,329	4.9
合計	2,107,874	100.0	2,007,240	100.0

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は15,978千円で、その主なものは、ソフトウェア5,532千円、サーバー及びパソコン等設備2,968千円、その他事業における店舗用内部造作1,900千円、器

具備品5,578千円、であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました投資等の所要資金は、自己資金により充當いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、ASP事業をアプリケーションソフトウェアの提供のみならず、アウトソーシング業務としてユーザー側のシステム作業も運用サービスとして行うことにより、安定したシステム稼働とユーザー側のシステム活用に関する問題の解決に向け、アウトソーシング業務に対する信頼感を高めることを目的にサービスを行ってまいります。

当社グループが行っているASP事業「まかせてネット」、システムソリューション事業を取り巻く技術革新の進歩は速く、特にインターネット関連業界に関しましては、昨今、参入企業も多く、ユーザーも急速に拡大の一途をたどっており、それに合わせて新技術や新サービス・商品が普及しております。当社におきましては、新技術の積極的な投入を行い、適時にユーザーニーズを取り入れた独自のシステムを構築していき、外部との技術提携等の企業間の情報交換も積極的に行っていく方針であります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第26期 2020年1月期 (連結)	第27期 2021年1月期 (連結)	第28期 2022年1月期 (連結)	第29期 2023年1月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	2,426,749	2,103,153	2,107,874	2,007,240
経 常 利 益 (千円)	246,496	198,587	354,198	402,650
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	108,281	76,191	248,690	206,079
1株当たり当期純利益 (円)	8.52	5.98	19.53	16.18
総 資 産 (千円)	3,437,151	3,377,613	3,565,302	3,736,856

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第29期の財産及び損益の状況については当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サクセスウェイ	30百万円	100.0%	物流ソリューション事業
株式会社JPパワー	10百万円	100.0%	太陽光発電事業 外食店舗の運営

(注) 当社は、2022年6月30日付で当社が保有するブットメニュー株式会社を全株式を譲渡したため、当連結会計年度末において連結子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社グループは外食業界を中心にしたASP事業及びシステムソリューション事業を主たる業務としております。主な事業の内容は以下のとおりであります。

事業部門	事業内容
ASP事業	インターネット通信インフラを利用したアプリケーションソフトウェアの提供と、企業の情報システム開発部門が行っているシステムメンテナンス及び運用サポート業務等のアウトソーシング業務とを組み合わせた「ASP (Application Service Provider) 事業」 テイクアウト業態向けスマートフォンアプリサービス「iToGo事業」
システムソリューション事業	外食産業向け本部管理システム・店舗システム・分析システム等のアプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売及びPOSシステム、オーダーエントリーシステム等のソリューションの提供及び業務コンサルティング
物流ソリューション事業	外食チェーン企業等に対する物流ソリューションやマーチャндаイズソリューション (コンサルティング、コーディネート)
太陽光発電事業	太陽光発電所の運営および売電
その他事業	直営の外食店舗の運営、店舗運営ノウハウの社員研修、情報システム開発、新システムのテストマーケティング等に活用

(8) 主要な事業所 (2023年1月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都大田区西蒲田七丁目35番1号宝栄ビル
-----	-----------------------

② 子会社の主要な事業所

株式会社 サクセスウェイ	東京都新宿区新宿一丁目11番12号岩下ビル
株式会社J Pパワー	東京都大田区西蒲田七丁目35番1号宝栄ビル

(9) 使用人の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
A S P 事業 及 び システムソリューション事業	50名
物流ソリューション事業	9名
太陽光発電事業及びその他事業	6名
全 社	7名
合計	72名

(注) 使用人数は就業人員であり、パート・アルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
50名	37歳	7.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート・アルバイトは含んでおりません。

2 会社の株式に関する事項（2023年1月31日現在）

① 発行可能株式総数 72,000,000株

② 発行済株式の総数 12,736,338株

（上記には自己株式246株が含まれております）

③ 株主数 4,020名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社MYホールディングス	4,361,800 ^株	34.25 [%]
株式会社オーグス総研	1,273,700	10.00
鈴木 崇 宏	368,400	2.89
株式会社オービック	331,200	2.60
内 藤 征 吾	274,300	2.15
岡 本 茂	221,400	1.74
佐 久 間 宏	180,000	1.41
吉 田 雅 年	162,000	1.27
柳 津 博 之	144,600	1.14
山 本 望	139,000	1.09

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況（2023年1月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	酒井 敬	株式会社JPパワー取締役
取締役	佐久間 宏	株式会社サクセスウェイ監査役 株式会社JPパワー監査役 佐久間公認会計士事務所所長
取締役	牛崎 晋一	情報システム事業部担当
取締役	神崎 真由美	株式会社JPパワー代表取締役社長 管理部門担当 企画部長
取締役	村井 芸典	営業本部担当
取締役	東 正太	株式会社オーグス総研執行役員 成長戦略推進室長 株式会社アグニコンサルティング 社外取締役 株式会社アミック社外取締役
常勤監査役	榎木 勲	
監査役	山田 浩雅	株式会社リアルビジョン代表取締役
監査役	渡辺 満雄	

- (注) 1. 取締役 東正太氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 山田浩雅氏、渡辺満雄氏は社外監査役であり、渡辺満雄氏については、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人数 (名)	報酬等 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (-)	46,800 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	8,284 (1,200)
合 計 (社外役員合計)	8 (2)	55,084 (1,200)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年3月28日開催の第6期定時株主総会において年額150,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額18,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会時の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。
2. 人数には、無報酬の取締役1名を含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 取締役東正太氏は、株式会社オービス総研の執行役員であり、同社は当社株式数の10%を保有する大株主であり、当社との間で資本業務提携を締結しております。
- ・ 取締役東正太氏は、株式会社アグニコンサルティング及び株式会社アミックの社外取締役であり、同社は当社との間に重要な関係事項はありません。
- ・ 監査役山田浩雅氏は、株式会社リアルビジョンの代表取締役であり、同社は当社との間に重要な関係事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	東 正 太	取締役会への出席率は100%で、企業経営、事業戦略に関する豊富な経験と幅広い見識により、当社の事業戦略の策定等に関し適宜助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	山 田 浩 雅	取締役会及び監査役会への出席率はそれぞれ 100%で、議案審議に際して適宜質問を行い意見を表明するなど監査機能を十分に発揮しました。
社外監査役	渡 辺 満 雄	取締役会及び監査役会への出席率はそれぞれ 93%で、議案審議に際して適宜質問を行い意見を表明するなど監査機能を十分に発揮しました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 和泉監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1. 上記の額は、いずれも公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針といたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けております。
 - ロ. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査いたします。
 - ハ. コンプライアンス全体を統括する総括責任者及びコンプライアンス担当の配置、コンプライアンスに関連する規程の作成及び整備、研修の実施等により、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう指導いたします。
 - ニ. 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備いたします。
 - ホ. 相談・通報体制を設け、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気づいたときは、社内及び社外の相談窓口等に通報しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものいたします。
- ② 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行います。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針、さらにコンプライアンス・プログラムの要求事項を、実施し、維持し、及び継続的に改善してまいります。
- ③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備いたします。
 - ロ. リスク管理の実効性を確保するために、管理部および監査部は、連携してリスク状況の監視及びその運用を行うものとします。
 - ハ. 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が、発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。

- ④ 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を定期的に開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - ロ. 取締役会への付議議案につきましては、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとしております。
 - ハ. 日常の職務の執行に際しては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。
- ⑤ 当企業集団の当社及び子会社から成る企業集団等における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の代表取締役は子会社の取締役を兼務し、子会社の取締役会全体会議に出席し、緊密な連携を図っております。
 - ロ. 子会社の代表取締役は、当社の取締役会にて、事業内容の定期的な報告と重要案件について協議を行っております。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役は必要ある場合、業務補助のための監査役スタッフを置くことができるものとし、その人事については、監査役会の同意を必要とし、監査スタッフは業務執行に係る役職を兼務しないものとします。
 - ロ. 監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制
- イ. 当企業集団の取締役及び使用人は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務の執行の状況及び結果について監査役に報告いたします。
 - ロ. 当企業集団の取締役及び使用人は、当企業集団における重大な法令違反、コンプライアンスにおける重大な事実を発見した場合及び報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告いたします。
 - ハ. 当社グループの内部通報システムによる通報状況は、定期的又は監査役の求めに応じて報告いたします。
 - ニ. 会社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底いたします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務の執行の状況及び結果について監査役に報告いたします。
 - ロ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに報告いたします。
 - ハ. 監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。
- ⑨ 当企業集団のその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行います。
 - ロ. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、情報の収集交換が円滑に行えるよう協力いたします。
- ⑩ 当企業集団の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- イ. 反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度を貫き、いかなる取引も行ってはならない旨を、役員、社員へ周知徹底しております。
 - ロ. 平素より反社会的勢力及び団体に関する情報収集を図り、万一不当要求等の事態が発生した場合には警察や顧問弁護士と迅速に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。
- ⑪ 当企業集団の財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備・推進いたします。

(2) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当社は、財務報告の適正を確保し、法令を遵守した効果的な事業運営を目的として、内部統制システムを構築しております。全社横断的な視点から内部統制システムを整備するとともに運用状況を評価し、必要に応じて当該担当部署に改善指示を行うことにより、内部統制システムの実効性を向上させております。

(注) 事業報告に記載されている金額及び比率は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入となっております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,146,145	流 動 負 債	333,270
現金及び預金	2,871,361	買 掛 金	118,256
売 掛 金	235,154	未払法人税等	78,288
商 品	634	契 約 負 債	40,468
仕 掛 品	11,030	賞 与 引 当 金	2,900
原 材 料	1,192	そ の 他	93,356
そ の 他	32,683	固 定 負 債	17,538
貸倒引当金	△5,911	資産除去債務	17,538
固 定 資 産	590,711		
有 形 固 定 資 産	337,475		
建物及び構築物	12,910	負 債 合 計	350,808
機械及び装置	311,477	純 資 産 の 部	
そ の 他	13,086	株 主 資 本	3,383,585
無 形 固 定 資 産	35,859	資 本 金	410,515
ソフトウェア	35,435	資 本 剰 余 金	221,274
電話加入権	424	利 益 剰 余 金	2,752,059
投 資 其 他 の 資 産	217,376	自 己 株 式	△264
投資有価証券	11,000	その他の包括利益累計額	2,461
長期貸付金	297,623	その他有価証券評価差額金	2,461
繰延税金資産	73,998		
そ の 他	38,974		
貸倒引当金	△204,220	純 資 産 合 計	3,386,047
資 産 合 計	3,736,856	負 債 純 資 産 合 計	3,736,856

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,007,240
売 上 原 価		1,036,850
売 上 総 利 益		970,389
販売費及び一般管理費		577,768
営 業 利 益		392,621
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
受 取 家 賃	480	
受 取 給 付 金	7,982	
そ の 他	1,733	10,230
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他	167	201
経 常 利 益		402,650
特 別 損 失		
貸倒引当金繰入額	20,262	
減 損 損 失	79,876	100,138
税金等調整前当期純利益		302,511
法人税、住民税及び事業税	112,672	
法 人 税 等 調 整 額	△16,274	96,397
当 期 純 利 益		206,113
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		206,079

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	410,515	221,274	2,656,080	△264	3,287,606
会計方針の変更による累積的影響額			△15,853		△15,853
会計方針の変更を反映した当期首残高	410,515	221,274	2,640,227	△264	3,271,753
当期変動額					
剰余金の配当			△94,247		△94,247
親会社株主に帰属する 当期純利益			206,079		206,079
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	111,832	—	111,832
当期末残高	410,515	221,274	2,752,059	△264	3,383,585

	その他の 包括利益 累計額	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	790	2,965	3,291,362
会計方針の変更による累積的影響額			△15,853
会計方針の変更を反映した当期首残高	790	2,965	3,275,509
当期変動額			
剰余金の配当			△94,247
親会社株主に帰属する 当期純利益			206,079
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,670	△2,965	△1,294
当期変動額合計	1,670	△2,965	110,537
当期末残高	2,461	—	3,386,047

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社サクセスウェイ 株式会社JPパワー

(注) 当社は、2022年6月30日付で当社が保有するブットメニュー株式会社の全株式を譲渡したため、連結子会社から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 個別法による原価法

原材料 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10-15年

構築物 10年

機械及び装置 17年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用に用いるソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i) ASP事業

インターネット通信インフラを利用したアプリケーションソフトウェアの提供とシステムメンテナンス及び運用サポート業務のアウトソーシング業務を行っております。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

ii) システムソリューション事業

アプリケーションソフトウェアの開発販売及びPOSシステム関連機器の販売から構成されており、顧客への引渡し検収された時点で履行義務が充足されるため、顧客が検収した時点において収益を認識しております。

iii) 物流ソリューション事業

物流に関する導入支援や業務支援等を中心としたソリューション事業を行っております。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

iv) 太陽光発電事業

太陽光発電による売電事業を行っております。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

v) その他

直営の外食店舗の運営であり、顧客に飲食サービスの提供を履行した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項該当ありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支

配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、以下のとおりです。

ASP事業に係る新規契約時に顧客から支払いを受ける初期費用の一部について、一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、物流ソリューション事業に係る顧客へのサービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、総額で収益を認識する方法によっておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は204,119千円減少し、売上原価は197,531千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,588千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高は15,853千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

長期貸付金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

長期貸付金 297,623千円

貸倒引当金 △204,220千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該長期貸付金には担保が付されており、長期貸付金に対する貸倒引当金は、長期貸付金の期末残高から担保の処分見込額を控除して算定しております。当該担保は市場価格のある株式であり、担保の処分見込額は株価の変動による影響を受けるため、株価の下落が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金を追加で計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

737,344千円

5. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
東京都 1件	ソフトウェア	ソフトウェア

当社グループは、原則として事業用資産については、事業単位を基準としてグルーピングを行っております。「ASP事業」において、プットメニュー株式会社の株式を譲渡した結果、当社グループは「Putmenu」のアプリケーションを活用した事業展開を中止することから、当社で保有しているプットメニュー関連のソフトウェア資産に対して帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額79,876千円を減損損失に計上しております。

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,736,338株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通株式	94,247	7.4	2022年1月31日	2022年4月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2023年4月27日開催の第29期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 94,247千円
- ・ 配当原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 7.4円
- ・ 基準日 2023年1月31日
- ・ 効力発生日 2023年4月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末現在、当社グループは事業遂行に必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従

い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。また、手許流動性については、管理部で月次において将来の一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

長期貸付金は、当社元代表取締役鈴木崇宏氏に対する貸付金であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」は、短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	11,000	11,000	—
(2) 長期貸付金	297,623		
貸倒引当金(※)	△204,220		
差引	93,402	93,402	—
資産計	104,402	104,402	—

(※) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(2) 長期貸付金

これらは担保による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類していま

す。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2023年1月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	11,000	—	—	11,000
資産計	11,000	—	—	11,000

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年1月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	93,402	—	93,402
資産計	—	93,402	—	93,402

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価は取引所の価格によるものです。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標を

基礎とした利率で割り引いた現在価値により算定してお

り、レベル2の時価に分類しています。なお、貸倒懸念先については、回収見込額等に基づき貸倒引当金を計上しているため、連結貸借対照表計上額から貸倒引当金計上額を控除したものを時価としております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ASP事業	システムソリューション事業	物流ソリューション事業	太陽光発電事業	その他事業	合計
売上高						
一時点で移転される財	—	100,369	1,833	—	98,329	200,531
一定の期間にわたり移転される財	974,176	—	730,990	101,541	—	1,806,708
顧客との契約から生じる収益	974,176	100,369	732,823	101,541	98,329	2,007,240
外部顧客への売上高	974,176	100,369	732,823	101,541	98,329	2,007,240

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 213,736千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 235,154千円

契約負債（期首残高） 22,849千円

契約負債（期末残高） 40,468千円

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,849千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約

から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 265円86銭

(2) 1株当たり当期純利益 16円18銭

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は1円60銭、1株当たり当期純利益は0円36銭それぞれ減少しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,749,996	流 動 負 債	212,082
現金及び預金	2,599,019	買 掛 金	8,762
売 掛 金	132,772	未 払 金	11,562
商 品	560	未 払 費 用	35,886
仕 掛 品	11,030	未払法人税等	77,677
そ の 他	12,524	未払消費税等	34,086
貸倒引当金	△5,911	契 約 負 債	40,468
固 定 資 産	839,446	預 り 金	675
有 形 固 定 資 産	8,525	賞 与 引 当 金	2,900
建 物	528	そ の 他	63
器 具 備 品	7,996	固 定 負 債	7,535
無 形 固 定 資 産	35,833	資 産 除 去 債 務	7,535
ソフトウェア	35,435	負 債 合 計	219,617
電話加入権	398	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	795,087	株 主 資 本	3,367,364
投資有価証券	11,000	資 本 金	410,515
関係会社株式	127,164	資 本 剰 余 金	268,248
出 資 金	100	資 本 準 備 金	268,248
長期貸付金	487,000	利 益 剰 余 金	2,688,864
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	2,688,864
長期前払費用	682	繰越利益剰余金	2,688,864
繰延税金資産	57,275	自 己 株 式	△264
敷金及び保証金	11,600	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,461
長期未収入金	103,570	その他有価証券評価差額金	2,461
貸倒引当金	△3,306	純 資 産 合 計	3,369,825
資 産 合 計	3,589,443	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,589,443

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,094,742
売 上 原 価		348,788
売 上 総 利 益		745,953
販売費及び一般管理費		393,796
営 業 利 益		352,157
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
受 取 手 数 料	4,751	
そ の 他	26	4,808
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他	82	116
経 常 利 益		356,849
特 別 損 失		
減 損 損 失	79,876	
関係会社株式評価損	10,000	89,876
税 引 前 当 期 純 利 益		266,973
法人税、住民税及び事業税	110,516	
法 人 税 等 調 整 額	△28,103	82,413
当 期 純 利 益		184,559

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	410,515	268,248	2,614,404	△264
会計方針の変更による累積的影響額			△15,853	
会計方針の変更を反映した当期首残高	410,515	268,248	2,598,551	△264
当期変動額				
剰余金の配当			△94,247	
当期純利益			184,559	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	90,312	—
当期末残高	410,515	268,248	2,688,864	△264

	株主資本	評価・換算 差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	3,292,904	790	3,293,695
会計方針の変更による累積的影響額	△15,853		△15,853
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,277,051	790	3,277,842
当期変動額			
剰余金の配当	△94,247		△94,247
当期純利益	184,559		184,559
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	1,670	1,670
当期変動額合計	90,312	1,670	91,983
当期末残高	3,367,364	2,461	3,369,825

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10－15年

車両運搬具 6年

器具備品 4－10年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用及び業務処理サービスの提供に用いるソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i) ASP事業

インターネット通信インフラを利用したアプリケーションソフトウェアの提供とシステムメンテナンス及び

運用サポート業務のアウトソーシング業務を行っております。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

ii) システムソリューション事業

アプリケーションソフトウェアの開発販売及びPOSシステム関連機器の販売から構成されており、顧客への引渡し検収された時点で履行義務が充足されるため、顧客が検収した時点において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、以下のとおりです。

ASP事業に係る新規契約時に顧客から支払いを受ける初期費用の一部について、一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は17,618千円減少し、売上原価は11,030千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,588千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高は15,853千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,155千円
短期金銭債務	1,986千円
長期金銭債権	587,263千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 186,724千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 24,545千円

仕入高 21,122千円

営業取引以外の取引による取引高 一千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 246株

6. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：千円)

未払事業税 4,487

貸倒引当金繰入限度超過額 2,819

投資有価証券評価損 13,142

資産除去債務 2,310

減損損失 14,932

その他 20,724

計 58,417

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △56

その他有価証券評価差額 △1,086

計 △1,142

繰延税金資産の純額 57,275

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳については、その差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社JPパワー	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の返済	70,000	長期貸付金	487,000
				資金の返済	-	長期未収入金	100,263

(注) 資金の貸付については無利息であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	264円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	14円49銭

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は1円60銭、1株当たり当期純利益は0円36銭それぞれ減少しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月27日

株式会社ジャストプランニング

取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 田 中 量
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 下 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャストプランニングの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャストプランニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月27日

株式会社ジャストプランニング

取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 田 中 量
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 下 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャストプランニングの2022年2月1日から2023年1月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意思を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月27日

株式会社ジャストプランニング 監査役会

常勤監査役 榎 木 勲 ⑩

社外監査役 山 田 浩 雅 ⑩

社外監査役 渡 辺 満 雄 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、株主のみなさまのご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 7円40銭 総額 94,247,081円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月28日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役渡辺満雄が退任いたしますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	モリナオキ 森 直樹 (1971年6月28日生)	2001年10月 弁護士登録 光和総合法律事務所 入所 2006年3月 LM法律事務所開設 (パートナー 現業) 2009年10月 (株) 企業再生支援機構 プロフェッショナル・オフィス (ディレクター) 2012年6月 (株) テラプローブ 社外監査役 2015年6月 (株) テラプローブ 社外取締役 (現任) 2022年8月 トバース・リージョナル・パートナーズ (株) 代表取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 森直樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 森直樹氏を社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社において高い監査機能を反映していただくため、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。森直樹氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法 (2021年3月1日施行) 第430条の3に規定する

役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。各候補者が選任された場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】株主総会後の監査役候補者のスキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおり御選任いただいた場合のスキルマトリックスは以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

	氏名	企業経営	財務会計	法務	IT	業界知見	営業	人事
第2号議案	森 直樹	●		●		●		

以上

株主総会会場ご案内図

場 所：東京都大田区蒲田5丁目37番3号

大田区民ホール・アプリコ

※株主総会会場が、昨年までの会場から変更されて、「大田区民ホール・アプリコ」となっておりますのでご注意ください。



[交通のご案内]

- ◇JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩約3分
- ◇京浜急行線「京急蒲田駅」西口より徒歩約7分

※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用願います。